

「男女参画社会に関する市民アンケート調査」ご協力のお願い

市民の皆様には、日ごろより市政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

近年、少子高齢化など私たちを取り巻く社会情勢が急速に変動していく中で、男女がお互いに性別による固定的な役割分担意識にしばられることなく、家庭、地域、職場でそれぞれの個性と能力を十分に発揮することのできる社会づくりが必要となっています。

国は、21世紀の最重要課題として、「男女共同参画社会」の実現を掲げ、「男女共同参画社会基本法」を平成11（1999）年6月に制定・施行しました。

茅ヶ崎市においても基本法に掲げる基本理念の実現に向けて、「茅ヶ崎市女性センター」の開設や「ちがさき男女平等参画プラン」の策定など、様々な取り組みを行ってきました。そして、平成23年度を初年度とする新プランを策定するため、市民の皆様には家庭、地域、職場など様々な場における意識や実態をお伺いし、プランに反映させたいと考えております。茅ヶ崎市にお住まいの18歳以上の男女3,000人を住民基本台帳より無作為に選ばせていただいた結果、そのお一人としてあなた様にアンケートのご協力をお願いすることになりました。

お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、このアンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、このアンケート調査は、無記名の個人を対象としており、結果はすべて統計的に処理しますので、調査票にお名前を記入していただく必要はありません。また、本アンケート調査は、行政上の基礎資料として活用することを目的としていますので、この目的以外には使用することはありません。

平成21（2009）年10月

茅ヶ崎市長 服部 信明

ご回答にあたってのお願い

1. 記入の方法

- ① このアンケートは個人を対象としていますので、あて名の方が直接ご記入くださるか、ご家族の方などにご助力をいただきご記入ください。
- ② 設問に対するお答えは、用意されている選択肢の番号を○印で囲んでください。
また、○印の数は、1つだけ選んでいただく設問と複数選んでいただく設問がありますので、ご注意ください。なお、回答の中で、「その他」を選ばれた場合には、（ ）内に具体的な内容を記入してください。
- ③ ご記入は、黒や青のボールペン、または鉛筆ではっきりとお書きください。

2. 提出

ご記入が終わりましたら、記入もれがないかをご確認の上、お手数ですが同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、**11月13日（金）まで**にご返送をお願いします。

3. お問い合わせ

アンケート調査についてご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

茅ヶ崎市役所 企画部 男女参画社会課

電話 0467-57-1414（直通）

E-mail danjo@city.chigasaki.kanagawa.jp

はじめに、ご自身・ご家族のことについてお伺いします

問 1 全員にお伺いします。あなたの性別を教えてください。（〇は 1 つだけ）

1 女性	2 男性
------	------

問 2 全員にお伺いします。あなたの年齢は。（〇は 1 つだけ）

1 18 歳～19 歳	2 20 歳～29 歳	3 30 歳～39 歳
4 40 歳～49 歳	5 50 歳～59 歳	6 60 歳～64 歳
7 65 歳～69 歳	8 70 歳～74 歳	9 75 歳以上

問 3 全員にお伺いします。あなたは結婚されていますか。（〇は 1 つだけ）

1 結婚している（法律婚）
2 パートナーと同居している（事実婚含む）
3 結婚していない
4 結婚していたが離婚した
5 結婚していたが死別した

問 4 全員にお伺いします。あなたは現在誰と住んでいますか。（〇はあてはまるものすべて）

1 母親	8 子どもの配偶者
2 父親	9 孫
3 配偶者（パートナー）	10 祖母
4 未婚の子ども（女）	11 祖父
5 未婚の子ども（男）	12 兄弟姉妹
6 既婚の子ども（女）	13 同居人なし
7 既婚の子ども（男）	14 その他（ ）

問 5 全員にお伺いします。あなたにはお子さんがいらっしゃいますか？（〇は 1 つだけ）

1 いる（妊娠中も含む）⇒ 問 5-1 へ	2 いない ⇒ 問 6 へお進みください
-----------------------	----------------------

問 5-1 問 5 で「1 いる」とお答えの方にお伺いします。

あなたのお子さんの年齢は次のどの項目にあてはまりますか？ すべてのお子さんについて〇をつけてください。（〇はあてはまるものすべて）

1 現在妊娠中
2 乳児（1 歳未満）（ 人）
3 幼児（1 歳以上小学校入学前まで）（ 人）
4 小学生（ 人）
5 中学生（ 人）
6 高校、大学、大学院生（高専、短大、専門学校を含む）（ 人）
7 社会人（ 人）
8 その他（具体的に： ）

問6 全員にお伺いします。あなたの就業形態を教えてください。勤め先での一時休業や産前・産後の休暇、育児休業、介護休業などで仕事を一時的に休んでいる方は、休業・休暇前の就業形態をお答えください。（○は1つだけ）

1 正規の従業員	}	
2 官公庁などの正規の職員		
3 会社などの役員	}	
4 自営業主（農林漁業、商工業、サービス業等。家族従業者を含む）		
5 専門職・技術職（開業医、弁護士、芸術家等）	}	⇒問6-1へ
6 パートタイマー		
7 アルバイト（在宅ワークも含む）	}	
8 契約社員		
9 派遣労働者	}	
10 内職		
11 無職	}	⇒問7へお進
12 学生		みください
13 その他（具体的に：)	}	

問6-1 問6で1～9のいずれかに○をつけた方にお伺いします。

あなたの就業先の場所はどこですか。「9派遣労働者」とお答の方は、派遣先の勤務場所についてお答えください。（○は1つだけ）

1 茅ヶ崎市内	2 茅ヶ崎市外
---------	---------

問7 全員にお伺いします。あなたの1年間の収入（税込みの年間所得）はおよそどのくらいになりますか。（○は1つだけ）

1 収入なし	5 400万円～600万円未満
2 100万円未満	6 600万円～800万円未満
3 100万円～200万円未満	7 800万円～1000万円未満
4 200万円～400万円未満	8 1000万円以上

男女平等についてのお考えをお伺いします

問8 全員にお伺いします。あなたは現在、次のような場面で男女が平等になっていると思いますか。①～⑧の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（○は各項目に1つずつ）

	1 男性が非常に優 遇されている	2 どちらかといえ ば男性が優遇さ れている	3 平等	4 どちらかといえ ば女性が優遇さ れている	5 女性が非常に優 遇されている	6 わからない
①家庭生活の中で	1	2	3	4	5	6
②職場の中で	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
④政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑤地域活動・社会活動の場で	1	2	3	4	5	6
⑥法律や制度の面で	1	2	3	4	5	6
⑦社会通念、慣習、しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
⑧社会全体で	1	2	3	4	5	6

問9 全員にお伺いします。今後、男女があらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うことは何ですか。（○は1つだけ）

1	法律や制度のうえで見直しを行い、女性差別につながるものを改めること
2	女性・男性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること
3	女性が経済力をつけたり、技術を習得するなど、積極的に能力の向上を図ること
4	女性の就業、社会進出を支援する施設やサービスの充実を図ること
5	官公庁や企業などの管理職に、一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
6	その他（ ）
7	特にない
8	わからない

就労についてお伺いします

問 10 全員にお伺いします。あなたは女性が職業を持つことについてどのようにお考えですか。次の中からあなたの考えに最も近いものをお選びください。（○は1つだけ）

1	女性は職業を持たない方がよい
2	結婚するまでは職業を持つ方がよい
3	子どもができるまでは職業を持つ方がよい
4	結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい
5	子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業（パート）を持つ方がよい
6	子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業（常勤）を持つ方がよい
7	わからない

問 11 全員にお伺いします。女性が働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。それぞれの項目について、あてはまる番号をお選びください。現在、働いていない方は、過去の経験やイメージでも結構です。お答えください。（○は各項目に1つずつ）

	1 必要	2 どちらかとい えば必要	3 はない あまり必要で	4 必要ない
①企業において昇進・賃金等の男女間格差の解消	1	2	3	4
②保育所や介護施設及びサポート体制の充実	1	2	3	4
③結婚、出産、育児、介護のために退職した従業員の再雇用制度の充実	1	2	3	4
④企業における女性の管理職等への登用の推進	1	2	3	4
⑤育児休業 ^{※1} ・介護休業 ^{※2} 中の賃金の等の充実	1	2	3	4
⑥仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及	1	2	3	4
⑦総労働時間の短縮	1	2	3	4
⑧フレックスタイム制 ^{※3} の導入	1	2	3	4
⑨在宅勤務など多様な働き方の推進	1	2	3	4
⑩女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力	1	2	3	4
⑪女性自身の自覚と意欲の向上	1	2	3	4
⑫男性の家事の分担など固定的な性別役割意識 ^{※4} の改革	1	2	3	4
⑬企業の意識の変化	1	2	3	4
⑭その他（ ）				

- ※1 **育児休業**：労働者が原則として1歳に満たない子どもを養育するために取得する休業をいいます。また、一定の事情がある場合は、子どもが1歳6か月に達するまでの間、育児休業することができます。
- ※2 **介護休業**：負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を、労働者本人が介護するための休業をいいます。
- ※3 **フレックスタイム制**：1日の所定労働時間の長さを固定的に決めずに、1か月以内の一定期間の総労働時間をあらかじめ決めておき、その範囲内で労働者が各自の始業・終業時刻を自主的に決定して働く制度のことをいいます。
- ※4 **固定的な性別役割意識**：例えば「男は仕事、女は家庭」「男性は主要業務、女性は補助的な業務」というように、性別を理由として役割を固定化してしまう考え方や意識をいいます。

問 12 全員にお伺いします。あなたは育児休業や介護休業を取得したことがありますか。
(○は1つだけ)

1 両方とも取得したことがある	⇒問 13 へお進みください
2 育児休業のみ取得したことがある	} ⇒問 12-1 へ
3 介護休業のみ取得したことがある	
4 両方とも取得したことがない	

問 12-1 問 12 で 2、3、4 のいずれかに○をつけた方にお伺いします。
休暇を取得したことがないのは、どのような理由からですか。育児休業、介護休業それぞれについて、取得していない理由を、次の中からお選びください。(○はあてはまるものすべて)

	1 育児 休業	2 介護 休業
①育児や介護をする必要がない		
②職場に休暇の制度がない		
③職場に休暇の制度があることを知らなかった		
④仕事が忙しくて休める状況でなかった		
⑤職場に休みにくい雰囲気があった		
⑥経済的な理由(休業補償がない、昇級(給)に影響する)		
⑦配偶者が休暇を取得した		
⑧育児や介護(ケア)を行う家族がいた		
⑨昇進・昇格が遅れる		
⑩休暇中に仕事の能力が低下するのが不安だ		
⑪一度休むと元の仕事に戻れない		
⑫その他()		

家庭・子育て・介護についてお伺いします

問 13 全員にお伺いします。「夫が外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどのように思いますか。（○は1つだけ）

1 賛成	4 反対
2 どちらかといえば賛成	5 わからない
3 どちらかといえば反対	

問 14 結婚している若しくはパートナーと同居している方（問3で1、2のどちらかを回答）にお伺いします。

実際にあなたの家庭では家事や育児、介護などは、夫婦（男女）のどちらが分担していますか。①～⑬の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（○は各項目に1つずつ）

	1 主に夫 （男性）	2 夫（男性） が主で 妻（女性） が従	3 夫婦（男女） で概 ね半々	4 主に妻 （女性）	5 妻（女性） が主で 夫（男性） が従	6 該 当 事 項 な し
①食事の支度	1	2	3	4	5	6
②食事の後片付け、食器洗い	1	2	3	4	5	6
③掃除	1	2	3	4	5	6
④洗濯	1	2	3	4	5	6
⑤ゴミ出し	1	2	3	4	5	6
⑥日常の買い物	1	2	3	4	5	6
⑦日常の家計の管理	1	2	3	4	5	6
⑧高額な商品購入の決定	1	2	3	4	5	6
⑨預貯金など財産の管理	1	2	3	4	5	6
⑩育児	1	2	3	4	5	6
⑪子どものしつけ・教育方針の決定	1	2	3	4	5	6
⑫地域（学校を含む）行事への参加	1	2	3	4	5	6
⑬高齢者・病人の介護	1	2	3	4	5	6

問 15 全員にお伺いします。あなたは、男女がともに家事や子育てに参加するためにはどのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うものを次の中からお選びください。（〇は3つまで）

1	家事や子育てに関する啓発や情報・相談窓口の整備
2	男女の役割分担についての社会通念、慣習などの見直し
3	夫婦や家族間での話し合い
4	男女が協力し家事を分担するように、幼児期からの家庭・学校教育が必要
5	男性の仕事優先の考え方の見直し
6	労働時間の短縮
7	子育てについての特別休暇制度の創設や休憩をとりやすい就労環境の整備
8	男性が家事や子育てに参加することへの抵抗感の低減
9	男性の家事や子育ての講座の開催
10	家族（親子）で参加できる育児などの講座の開催
11	男性の育児サークルの育成
12	就労環境整備についての企業に対する啓発
13	その他（ ）
14	特になし

問 16 全員にお伺いします。あなたのご家庭では介護が必要な家族の方がいらっしゃいますか。

1	いる ⇒問 16-1	2	いない ⇒問 17 へお進みください
---	------------	---	--------------------

問 16-1 問 16 で「1いる」とお答えの方にお伺いします。

あなたのご家庭ではその介護は主にどなたが行っていますか。主たる介護者の1番目、2番目の続柄（介護を必要としている方からみた続柄）を下記の項目から選んで番号を記入してください。（番号は、主たる介護者①1番目、②2番目ともそれぞれ1つだけ）

1	配偶者・パートナー
2	娘
3	息子
4	娘の配偶者・パートナー
5	息子の配偶者・パートナー
6	施設職員や介護サービス専門家
7	その他（具体的に： ）

【主たる介護者】

①1番目	
②2番目	

ワーク・ライフ・バランス（WLB）についてお伺いします

- ※1 **ワーク・ライフ・バランス（WLB）**：仕事と生活の調和。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、多様な生き方が選択・実現できるようになること。
- ※2 **仕事**：自営業主、家族従業、雇用者として、週1時間以上働いていること。常勤（フルタイム）、パート、アルバイト、嘱託などは問わない。
- ※3 **家庭生活**：家族と過ごすこと、家事（食事の支度・片付け、掃除、洗濯、買い物等）、育児、介護など。
- ※4 **地域生活**：地域活動（ボランティア活動、社会参加活動、つきあい等）。
- ※5 **個人生活**：学習、趣味など。

問 17 全員にお伺いします。あなたはワーク・ライフ・バランス（WLB）^{※1}について知っていますか。（○は1つだけ）

1	聞いたことがあり、内容も知っている
2	聞いたことはあるが、内容は知らなかった
3	聞いたことはなく、内容も知らない

問 18 全員にお伺いします。あなたの生活での「仕事^{※2}」、「家庭生活^{※3}」、「地域生活^{※4}」、「個人生活^{※5}」の優先度について、①あなたの現実（現状）と②あなたの希望に最も近い項目を選んで番号を記入してください。現在仕事を行っていない方は、今後のお考えをお答えください。（番号は、①現実、②希望ともそれぞれ1つだけ）

1	「仕事」が（を）優先（したい）
2	「家庭生活」が（を）優先（したい）
3	「地域生活」が（を）優先（したい）
4	「個人生活」が（を）優先（したい）
5	「仕事」と「家庭生活」が（を）優先（したい）
6	「仕事」と「地域生活」が（を）優先（したい）
7	「仕事」と「個人生活」が（を）優先（したい）
8	「家庭生活」と「地域生活」が（を）優先（したい）
9	「家庭生活」と「個人生活」が（を）優先（したい）
10	「地域生活」と「個人生活」が（を）優先（したい）
11	「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」が（を）優先（したい）
12	「仕事」と「家庭生活」と「個人生活」が（を）優先（したい）
13	「仕事」と「地域生活」と「個人生活」が（を）優先（したい）
14	「家庭生活」と「地域生活」と「個人生活」が（を）優先（したい）
15	わからない

【現実(現状)と希望】

①現実	
②希望	

防災についてお伺いします

問 19 全員にお伺いします。災害はいつ私たちの身に降りかかるかわかりません。防災（災害復興も含む）には男女のニーズの違いに配慮した取り組みが必要だと考えられるようになってきました。防災活動に関して男女共同参画社会を推進していくためには、特にどのようなことが必要と考えますか。①～⑦の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（○は各項目に1つずつ）

	1 必要	2 どちらか えば必要 かとい	3 は ない あまり 必要で	4 必要 ない
①防災研修会への女性の積極的な参加に努める	1	2	3	4
②母親教室、乳幼児教室、PTA活動等、女性が多く集まる団体への研修・訓練	1	2	3	4
③女性消防職員や女性消防団員の育成、役員への女性の登用	1	2	3	4
④女性が積極的に参加する自主防災組織の結成の促進	1	2	3	4
⑤災害時ボランティア登録など多様な人材の確保	1	2	3	4
⑥女性や乳幼児等に配慮した避難所機能の確保	1	2	3	4
⑦避難所運営の際の女性リーダーの配置	1	2	3	4

男女間の暴力や、性の自己決定についてお伺いします

※1 **ドメスティック・バイオレンス（DV）**：夫や恋人などからの暴力、略してDVといいます。パートナーの女性を殴る・蹴るなどの身体的暴力のほかに、生活費を渡さない経済的暴力、大事なものを壊す、不快な言動をするなどの心理的暴力、無理矢理性交渉に及ぶ性的暴力など、さまざまな形があります。

※2 **デートDV**：婚姻関係にない恋人や元恋人、交際中、交際していたなどの親密な関係の相手からの暴力のことをいい、日本における造語です。

問 20 全員にお伺いします。配偶者や恋人などパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）※1、デートDV※2）が社会問題になっていますが、次の①～⑧の項目について、それぞれ当てはまる番号をお選びください。（○はあてはまるものすべて）

	1	2	3	4	5	6	7
	1 何度もされたことがある	2 されたことがある	3 されたことも、したこともない	4 何度もしたことがある	5 したことがある	6 された人から相談を受けたことがある	7 相談を受けたことは無いが被害を受けた人を知っている
①なぐる、ける、引きずり回すなどの暴力をふるう	1	2	3	4	5	6	7
②大声でどなったり、刃物などを持ち出しておどす	1	2	3	4	5	6	7
③何を言っても長期間無視し続ける	1	2	3	4	5	6	7
④携帯電話やメールをチェックしたり、外出や人付き合いを制限する	1	2	3	4	5	6	7
⑤嫌がっているのに性的な行為を強要したり、避妊に協力しない	1	2	3	4	5	6	7
⑥見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3	4	5	6	7
⑦「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」「甲斐性なし」「おまえはバカだ」などと相手をののしる	1	2	3	4	5	6	7
⑧給料を取り上げたり、生活費を渡さないなど経済的圧迫をする	1	2	3	4	5	6	7

各項目で3～5を
回答された方
⇒問 21へお進み
ください

各項目で1、2、6、7
を回答された方
⇒問 20-1へ

問 20-1 問 20 で 1、2、6、7 のいずれかに○をつけた方にお伺いします。
 そのとき、あなたはどこに（誰に）相談しましたか。（○はあてはまるものすべて）

1	配偶者以外の家族	}	
2	親類		
3	友人・知人		
4	警察		
5	市役所（含む女性センター）の相談窓口・電話相談等		
6	県の相談窓口（保健所・女性センター等）		⇒問 21 へお進みください
7	民生委員・人権擁護委員		
8	医師、カウンセラー		
9	家庭裁判所、弁護士		
10	同じような経験をした女性やグループ		
11	民間の支援団体		
12	その他（)		
13	どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）	⇒問 20-2 へ	

問 20-2 問 20-1 で「13 どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）」とお答えの方にお伺いします。
 相談しなかった（できなかった）のはなぜですか。（○はあてはまるものすべて）

1	どこ（誰）に相談して良いのかわからなかった
2	恥ずかしくて誰にも言えなかった
3	相談しても無駄（解決につながらない）だと思った
4	周囲の人がDVを信じてくれないと思った
5	相談したことがわかると仕返しにもっとひどい暴力を受けると思った
6	自分（被害者）さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思った
7	他人を巻き込みたくなかった
8	子どもに危害が及ぶと思った
9	自分（被害者）にも悪いところがあると思った
10	相談するほどではないと思った
11	そのこと（暴力）について、思い出したくなかった
12	恋人同士の時はお互い優しくだったので、いつか変わってくれると思った
13	相手（加害者）は反省する時があり、「この人には私がいないとだめなんだ」と思ってしまった
14	その他（)

問 21 全員にお伺いします。性の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）とは、生涯自分らしく健康に生きるために、自分のからだや性に関することを自分で決める権利のことをいいます。あなたはこの言葉を知っていますか。（○は1つだけ）

1 知っている	2 聞いたことがある	3 知らない
---------	------------	--------

問 22 全員にお伺いします。性の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に基づいて、女性が妊娠、避妊、中絶に関して自分が決めることについてあなたはどのように思いますか。（○は1つだけ）

1 当然だと思う	4 反対である
2 どちらかといえば賛成である	5 わからない
3 どちらかといえば反対である	6 その他（ ）

教育、ジェンダー、メディアリテラシーについて伺います

- ※1 **ジェンダー**：私たちの生活、慣習、意識の中で社会的、文化的につくられた性別概念を指します。男は強く、女は優しくなどと、性別による男らしさや女らしさの区別のことで生物学的な性別とは区別して用いられます。
- ※2 **メディアリテラシー**：メディアの情報を読み解く力とメディアを使って表現する力を持つことをいいます。情報を鵜呑みにせず、メディアを批判的に判断する力をつけることです。

問 23 男女共同参画社会を進めていくために、学校や社会教育の場においてどのような取り組みが必要だと思えますか。それぞれの項目について、あてはまる番号をお選びください。（○は各項目に1つずつ）

	1 必要	2 ば ど ち ら か と い え	3 な い	4 あ ま り 必 要 で は な い
①教育に携わる人が男女共同参画の理念を理解するための意識啓発	1	2	3	4
②幼い（小さい）頃から自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育	1	2	3	4
③女だから男だからという固定的な性別役割ではなく、各人が個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう多様な学習機会の確保	1	2	3	4
④教科や進路選択で男は理系、女は文系という考え方の改変	1	2	3	4
⑤女性の人権の観点からDVなどの予防教育	1	2	3	4
⑥メディア情報を鵜呑みにせずジェンダー※1の視点からその内容を判断できる教育機会の提供	1	2	3	4
⑦仕事と生活の調和に関する情報の提供	1	2	3	4
⑧その他（ ）				

問 24 全員にお伺いします。ジェンダーの視点を持ったメディアリテラシー※2が今注目されています。あなたは新聞、雑誌、広告、テレビ等における男女の描き方、表現方法のうち、次の①～⑱の項目について、性別役割を固定化する表現だと思われる程度について、あてはまる番号をお選びください。（○は各項目に1つずつ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 ない あまりそう思わない	4 そう思わない	5 わからない
①家事は女性の役割という表現（食事等の支度をする女性の姿）	1	2	3	4	5
②子育ては女性の役割という表現（子育てをする女性の姿）	1	2	3	4	5
③女性は機械に弱いという表現	1	2	3	4	5
④夫（父親）の通勤を見送る妻（母子）の姿	1	2	3	4	5
⑤掃除、ゴミ出しをする妻（女性）の姿	1	2	3	4	5
⑥介護等のボランティアをする女性の姿	1	2	3	4	5
⑦公園などで子どもと遊んでいる場面で、お母さんと子どもがいる光景	1	2	3	4	5
⑧重要なポストは男性、補佐役は女性というイメージ表現	1	2	3	4	5
⑨教えるのは男性、教えられるのは女性という表現	1	2	3	4	5
⑩女子と男子という性別で学校の係が決まるような表現	1	2	3	4	5
⑪性別で遊びを決める光景	1	2	3	4	5
⑫女医、女性弁護士、女子学生、女子社員等の女性だけ性別を強調する職業表現	1	2	3	4	5
⑬内容に関わりなく女性の水着やレオタード姿で人目を引く表現	1	2	3	4	5
⑭職場で女性がお茶くみをしている光景	1	2	3	4	5
⑮男性のみが参加する会議の光景	1	2	3	4	5
⑯行事や式典などで女性が補佐役をする光景	1	2	3	4	5
⑰事務室の接客カウンターに近いところに女性、奥に男性の席という表現	1	2	3	4	5
⑱仕事の場面などで女性を「女の子」と呼ぶ表現	1	2	3	4	5

市の取り組みについてお伺いします

問 25 全員にお伺いします。男女共同参画社会を実現していくために、今後茅ヶ崎市がどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。①～⑰の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（○は各項目に1つずつ）

	1 き ぜ ひ 力 を 入 れ る べ	2 力 を 入 れ る べ き	3 ど ち ら で も よ い	4 く て も よ い あ ま り 力 を 入 れ な	5 よ い 力 を 入 れ な く て も
①男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実	1	2	3	4	5
②女性への意識啓発や相談体制の充実	1	2	3	4	5
③男性への意識啓発や相談体制の充実	1	2	3	4	5
④学校における男女平等教育の推進	1	2	3	4	5
⑤社会教育・生涯学習の場での学習の充実	1	2	3	4	5
⑥審議会など政策・方針決定の場への女性の積極的登用	1	2	3	4	5
⑦リーダー養成など女性の人材育成の推進	1	2	3	4	5
⑧女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実	1	2	3	4	5
⑨職場における男女均等な取り扱いについての周知徹底	1	2	3	4	5
⑩仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実	1	2	3	4	5
⑪国際社会の男女共同参画に向けた取り組みの情報提供や国際交流の推進	1	2	3	4	5
⑫DVやセクハラに関する相談窓口や被害者のための支援の充実	1	2	3	4	5
⑬DVやセクハラに対する人権侵害を根絶するための啓発	1	2	3	4	5
⑭検診体制や健康相談など健康に関わる事業の充実	1	2	3	4	5
⑮女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談や学習ができるセンター機能の充実	1	2	3	4	5
⑯市役所内の男女共同参画の推進	1	2	3	4	5
⑰ひとり親家庭の自立支援	1	2	3	4	5
⑱男女差別をなくすために批准、策定された法律等（「女子差別撤廃条約」、「男女共同参画社会基本法」、「DV防止法」等）情報の周知	1	2	3	4	5

